

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策（まとめ）

「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策」としての高さ制限等の内容は、以下のとおりです。この具体的方策を踏まえて、景観誘導の枠組みの構築を進めていきます。

(1) 高さ制限について

ア 視点場及び南北軸

平和記念資料館本館下の視点場は、座標値^(注1) (X, Y, Z) = (-178, 364.302m, 26, 246.794m, 3.312m) とします。
南北軸は、この視点場と原爆ドームの円蓋部中央 (座標値 (X, Y) = (-177, 962.655m, 26, 373.868m)) を結ぶ直線とします。

イ 高さを制限する範囲の幅

あり方における「目指すべき姿」の範囲を測量した結果として、視点場から南北軸を中心とした17度とします。(図2)

(ア) 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲

視点場から南北軸を中心とした3.1度とします。(図2)

(イ) 植栽による遮蔽効果が見込める範囲

上記(ア)の部分の左右それぞれ6.95度とします。(図2)

ウ 高さの最高限度

個々の地点における高さの最高限度は、次表の計算式により求めた標高とします。

範 囲	高さの基準線の定義式 【 H (標高[m]) = 基準線の傾き × L (視点場からの距離[m]) + 視点の標高[m]】
原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲	$H_1 = 0.039390 \times L + 4.812$ [m] ①
植栽による遮蔽効果が見込める範囲	$H_2 = 0.051192 \times L + 4.812$ [m] ②

※Lは、視点場から計画地の建築物等の各部分までの距離とし、次式により求めます。

$$L = \sqrt{(X + 178, 364.302)^2 + (Y - 26, 246.794)^2} [m]$$

※X、Yは、計画地の建築物等の各部分の座標です。

※「-178, 364.302」は視点場のX座標、「26, 246.794」は視点場のY座標です。

※視点場における視点の高さは1.5mとします。(標高 4.812m)

エ 高さを制限する範囲の奥行き

高さを制限する範囲の奥行きは、本市の事例から設定した建築物の高さ(200m)と地盤面の高さとの合計が高さの最高限度を超える次の範囲とします。(図1、図2)

(ア) 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲

視点場から5.2kmまでの範囲

(イ) 植栽による遮蔽効果が見込める範囲

東側：視点場から4.5kmまでの範囲

西側：視点場から4.0kmまでの範囲

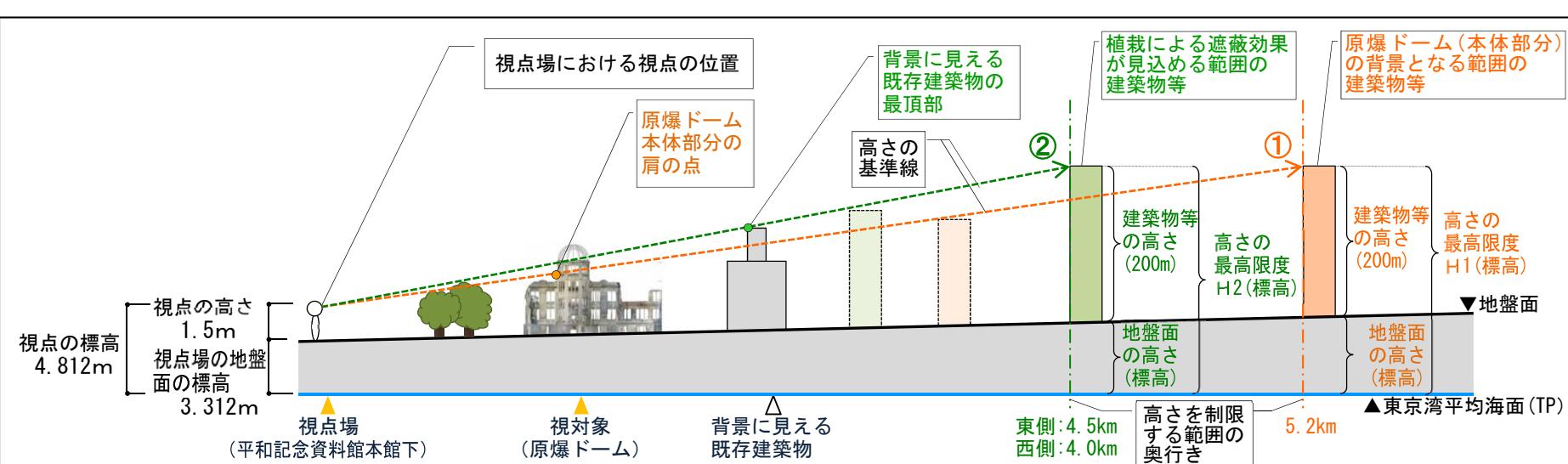


図1 高さ制限のイメージ図

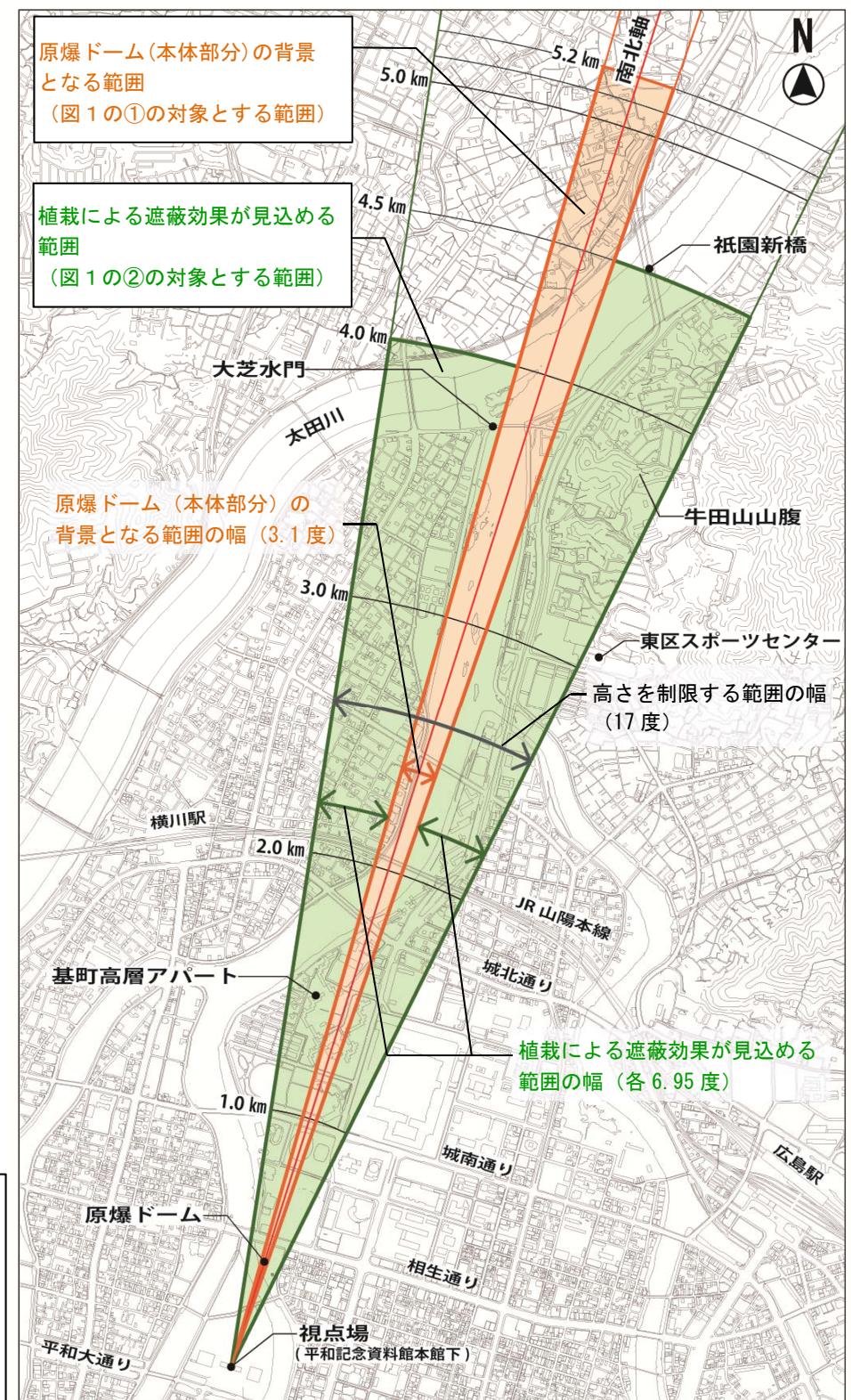


図2 高さを制限する範囲

(注1) 本資料における座標 (X, Y) は、国土交通省が定める平面直角座標系 (第3系) によるものです。標高 (Z) は、東京湾平均海面 (TP) を基準面とします。

《参考》同座標系は島根県隠岐諸島西方を原点とし、南北方向をX軸、東西方向をY軸としています。X、Yの座標は、それぞれ原点からの距離を表しています。

オ 規制手法について

建築物、工作物及び屋外広告物を高さ制限の対象とし、それぞれ次のような規制手法とします。

建築物については、建築確認による規制の担保が最も有効であることから、高度地区といった都市計画法に基づく手法によることとします。

工作物については、法令上、いずれの手法によっても建築確認による規制の担保はできないものの、建設が想定される工作物は公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされると考えられるため、現行の景観規制の手法である景観計画によることとします。

屋外広告物については、現行の屋外広告物条例の基準により規制することができるため、同条例によることとします。

なお、用途上又は構造上、設置がやむを得ないと認められるものについては、高さ制限の適用除外や、審議会等によるチェックを経る特例として整理することとします。

また、総合的な観点から、景観計画において南北軸線上の眺望景観の保全・形成の趣旨等を位置付けます。

カ 植栽による遮蔽効果等について

平和記念公園内の植栽計画の詳細な検討の際には、背後の建築物等を遮蔽することのほか、視対象である原爆ドームに視点場からの視線を誘導するような樹木の配置を考慮します。

(2) 原爆ドームの背景となる阿武山の取扱い

阿武山（安佐南区八木町 視点場から約12kmに位置）は、地形や土地利用制限の状況から、工作物等の建設・設置の可能性は低いと考えられますが、その山頂付近は原爆ドーム左側直近部の背景となるため、原爆ドームの背景に見えるものは建設・設置しないことを基本とします。（図3）

建築物、工作物及び屋外広告物が建設・設置の制限の対象となります。それぞれ次のような規制手法とします。

建築物及び工作物については、建設が想定されるのは公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされると考えられるため、現行の景観規制の手法である景観計画によることとします。

屋外広告物については、現行の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置を禁止する地域に指定することにより規制することができるため、同条例によることとします。

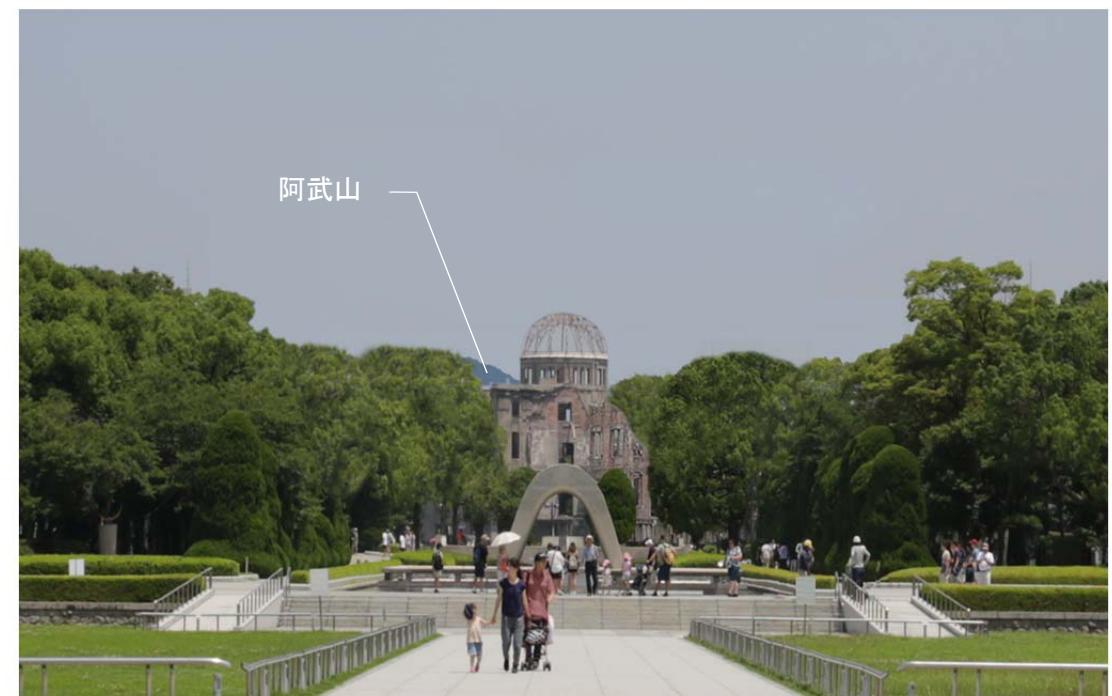


図3 目指すべき姿

（南北軸線上の眺望景観の原爆ドームの背景として大切にすべき範囲内において、建物が何も見えない姿。）

植栽により一部の建物を遮蔽したもの。）